

令和7年度「石川県ワークライフバランス企業知事表彰」募集要項

1 目的

ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現するための職場環境の整備等に特に積極的に取り組む企業を表彰し、県内企業における次世代育成支援の取組促進を図ります。

2 表彰の対象

次の（１）～（４）を満たす企業（法人格を有する団体を含む）

- （１）「石川県ワークライフバランス企業登録制度要綱」に基づき県に登録していること
＜登録の要件＞
 - ・県内に本店又は主たる事業所を置いていること
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を石川労働局へ届出していること※登録制度に関する詳細は下記ホームページをご確認ください
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/wlb/touroku.html>
- （２）県が定める表彰基準（※）を満たしていること
- （３）ワークライフバランスを図るための職場環境の整備等に積極的に取り組み、優れた成果がみられること
- （４）過去に石川県ワークライフバランス企業知事表彰を受賞していないこと

※表彰基準 次の①から⑤を全て満たしていること

- ① 所定外労働の削減のための措置、年次有給休暇の取得の促進のための措置、場所・時間にとられない働き方の導入又はその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置を実施していること
- ② 雇用環境の整備以外の次世代育成支援対策に関する取組を積極的に実施していること
- ③ 応募年度前過去3年以内に、次の項目のいずれかに該当すること
 - ア 男性の育児休業取得者がいる、又は女性の育児休業取得率が75%以上であること
 - イ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定を上回る子の看護等休暇、介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限又は所定労働時間の短縮措置等に関する制度を整備しており、当該制度を利用した者がいること
 - ウ 育児に関する目的で利用できる休暇制度を整備しており、当該制度に基づき休暇を取得した者がいること
 - エ フレックスタイム制又は始業・終業時刻の繰上げ・繰下げに関する制度を整備しており、当該制度を利用した者がいること
 - オ 育児・介護を理由に退職した者を再雇用していること
 - カ その他仕事と家庭の両立支援のための独自の制度を整備しており、当該制度を利用した者がいること

- ④ 応募年度前過去3年（R4～R6）以内に労働基準法（昭和22年法律第49号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、その他関係法令に違反する重大な事実がないこと
- ⑤ （常時雇用する労働者が50名以上の企業の場合）一般事業主行動計画に基づく取組を全て実施していること

3 表彰の種類

優良企業賞

企業規模を問わず、表彰基準を満たす企業のうち、他の模範となるべき先進的な取組等を行っている企業

※100人以下の企業が対象の「グッドチャレンジ企業賞」は廃止されました

※小規模な企業であっても表彰基準を満たす企業は全て「優良企業賞」の対象となります

4 応募方法

所定の応募用紙・応募フォームに必要事項をご記入の上、取組の詳細が分かる書類を添付し、電子申請、メール、郵送または持参にてご応募下さい。

※応募用紙・応募フォームは下記ホームページから

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/wlb/hyousyou.html>

5 募集期限

令和7年8月8日（金）まで

6 表彰企業の選考及び表彰等

有識者等による選考委員会において表彰企業を決定した上で、表彰式を行う予定です。（表彰式の日時・場所等の詳細は、表彰企業に別途お知らせします。）

また、表彰企業の名称及びその取組や実績等を、県ホームページ等に掲載させていただきます。

7 応募・問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 （行政庁舎8階）

石川県健康福祉部少子化対策監室

結婚支援・ワークライフバランス推進グループ

TEL:076-225-1494

FAX:076-225-1423

E-mail:wlb@pref.ishikawa.lg.jp